

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公 告 日：令和 8 年 1 月 23 日

届出年月日：令和 7 年 11 月 12 日

店 舗 名：ドラッグコスモス江平中町店

縦 覧 場 所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦 覧 期 間：令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 2 月 24 日 まで

意見の概要：別紙のとおり



受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	



意見書

宮産第246号7
令和8年1月5日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎市長 清山 知憲



令和7年11月17日付け25010-1068-3で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：ドラッグコスモス江平中町店
所在地：宮崎市江平中町4番16

- 2 意見
なし

- 3 留意事項

【地域安全課】

- 1 出入口に直結する道路は小中学校の通学路として指定されている場所であるので、出入口に直結する道路へ出入りする際は、歩道直前で一時停止と歩道上の安全確認を徹底すること。
- 2 車両により土砂等を運搬する際は、積載物の転落や飛散防止措置を講じること。
- 3 工事関係車両を付近道路に駐車し、工事用の機材等を道路に置かないこと。
- 4 やむを得ず駐車等を行う必要がある際には、警察署長の道路使用許可を得ること。

【環境業務課】

- 1 「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」及び「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則」の規定により、事業用大規模建築物に該当するため、次の二つが義務づけられることに留意すること。
①事業系一般廃棄物減量計画書の提出（毎年1回、5月31日まで）
②廃棄物管理責任者の選任届の提出
- 2 「廃棄物に係る事項等」の「保管場所の位置・構造等」で記載されている保管施設の容量について、1日ごとの排出予測量を超える容量を有しているが、廃棄物収集者や廃棄物処理業者の休業日等により2日以上廃棄物を保管することもあると考えられるので、保管施設以外の場所に廃棄物を保管することが無いよう留意すること。なお、廃棄物保管室においては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確にし、それぞれが混入しないように適正に保管すること。また、「廃棄物の運搬・処理計画」において生ごみ等の運搬は週7回で計画されているが、これを市の一般廃棄物処理施設で焼却処理する場合、基本的に日曜日、祝休日は受入できないので、その点も留意すること。

【環境指導課】

- 1 設置する空調・冷凍冷蔵用屋外機等の送風機が騒音規制法第6条または宮崎市公害防止条例第18条に定める規定に該当する場合、必要な事項を届け出ること。
- 2 事業場の用途地域は近隣商業地域となっており、特定施設（騒音発生施設）を設置する場合は事業場から発生する音が騒音規制の対象となることから、搬入搬出や廃棄物収集に伴う作業音の低減を定期的に指導し、近隣住民の生活環境の保持に努めること。

【道路維持課】

- 1 道路構造物を変更する場合には、道路法24条の規定による道路工事承認申請書を提出すること。

【都市計画課】

- 1 当該土地は「第3種規制地域」に該当し、屋外広告物を設置する場合は許可申請を行うこと。
※既に一部屋外広告物については申請いただいているが、残りの屋外広告物についても確定次第申請すること。
- 2 既に届出済みのものを除き、屋外広告物が「宮崎市景観条例」に定める届出要件以上の規模となる場合は、別途届出を行うこと。

【建築行政課】

- 1 予定建築物の場合、確認申請の他、下記の届出が必要になる可能性があるので留意すること。
 - ①「宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱」に基づく建築計画届出（建築確認申請の30日前まで）
 - ②「宮崎市福祉のまちづくり条例」に基づく届出（建築確認申請の14日前まで）
 - ③「建設リサイクル法」に基づく届出（工事着手7日前まで）
- 2 南側市道について、幅員4m未満の場合は建築基準法の道路種別調査が必要となることに留意すること。

【公園緑地課】

- 1 建築行為や開発行為を行う際、「宮崎市緑のまちづくり条例」に基づく届け出が必要な場合があるので留意すること。

文書取扱：観光商工部産業政策課
電 話：21-1792